

第14回 無償契約(好意型契約)

2015/11/30
松岡 久和

【贈与契約】 (210-212頁)

Case 14-01

- ① XはYに対して土地甲の贈与を約束したが後悔している。贈与をやめることはできないか。
- ② XはYの釣果から一匹の鯖をもらったが、その鯖はすでに傷みかけていた。XはYに代わりを請求できるか。食して食中毒になったらXはYに責任が追及できるか。
- ③ 死期が迫ったと感じたXは、13歳の長男に自己所有の土地・建物を与えたい。この場合、贈与と死因贈与と遺贈では、どこに長短があるか。

1 贈与契約の意義・法的性質・社会的作用

- ・無償・片務・諾成契約 (549条) ←→諸外国の立法例は要式行為とするものが多い
- ・多様な社会実態を含む (互酬的贈与、相続の前倒し、寄付、扶養 etc.)

参考 DCFR IV.-H.-2:101条は書面を要するとの原則を定め、同VI.H.-2:102条で現実贈与・事業者による贈与・放送や出版物による公衆への贈与を例外とする

2 贈与契約の成立と撤回

(1) 贈与契約の成立

- ・他人物の贈与契約は有効か疑義有
改正法 「自己の財産」⇒「ある財産」
- ・背景事情・動機は考慮されるか→4：フランス法ならコーズの問題の1つ。

(2) 書面によらない贈与の「撤回」

改正法 「撤回」⇒「解除」

- ・撤回とその限界 (550条) ←①贈与意思の明確化、②軽率な贈与の防止
- ・「書面」要件の意義と例 **判例** P159 (司法書士への移転登記手続依頼の手紙)
- ・「履行」要件の意義と例 **判例** P160 (所有権移転と間接占有の移転)
- ※所有権移転は？ P161 (建物の所有権移転登記、引渡し未了)

3 贈与契約の効力

- ・財産権移転義務、引渡し・移転登記協力義務、善管注意義務 (400条)
- ・贈与者の弱い担保責任 (551条)
改正法 新551条：担保責任⇒引渡義務等、1項：特定時の状態での引渡し・権利移転の意思を推定

4 特別事情による贈与契約の失効 (撤回ないし解除)

- ・受贈者の忘恩行為や贈与者の窮乏 **判例** P162 (負担付贈与？忘恩行為？)

5 特殊な贈与契約とその周辺

- (1) 定期贈与 (552条) ※定期行為 (542条) の「定期」とは意味が違うので注意
- (2) 負担付贈与 (553条) **判例** P164 (負担履行済の死因贈与は1022条による撤回不可)
- (3) 死因贈与 (554条) **判例** P163 (方式を除き1022条の準用を肯定)
- (4) 寄付—最終的な受領者のための信託的譲渡
- (5) 遺贈 (964条以下)
- (6) 「相続させる」遺言

【使用貸借契約】(228-230頁)

Case 14-02

- ① XがYから無償で借りている家の外壁に欠陥があり雨漏りが生じた。XはYに対して修繕を要求できるか。雨漏りによりXの家具が傷んだ場合はYに何らかの請求ができるか。
- ② 使用借主Xは、貸主Yから目的物の所有権を取得したZの立退請求を拒めるか。
- ③ 契約に期間も目的も定めていない場合、貸主は、どういう状況になれば契約関係を終了させて返還を請求できるか。

1 使用貸借の意義・法的性質・社会的作用と成立要件

- ・ 返す債務を中心に構成された片務・無償・要物契約(593条)
改正法 諾成契約化(新593条) + 書面によらない貸主の交付前の解除権(新593条の2)
← 経済取引の一環として行われる場合の貸主の貸す義務を肯定。贈与との均衡
- ・ 親族間などの特殊関係(人的な信頼関係)に基づく場合には合意の認定は容易でない
判例 最判平8・12・17民集50巻10号2778頁(遺産分割前の共同相続建物の利用)

2 効果

※借地借家法の適用の余地がないことにも注意

(1) 貸主の義務と責任

- ・ 借主の使用・収益の忍容義務
- ・ 例外的な瑕疵担保責任(596条→551条1項) ※改正法により551条1項が変わっていることに注意

(2) 借主の権利義務

- ・ 用法遵守義務・譲渡転貸の原則禁止(594条)
- ・ 通常必要費と特別な必要費や有益費の区別(595条)
- ・ 契約終了時の原状回復返還義務と収去権(593条・598条)

(3) 第三者に対する関係

- ・ 使用借権には対抗力が欠け、不法妨害者に対しても占有訴権のみ。

3 終了

- ・ ① 返還時期の定めがある場合(597条1項=新597条1項)
- ・ ② 返還時期の定めがない場合(597条2項=新597条2項・新598条1項・2項)
 - イ 目的の定めがある場合(1) 目的達成時(同条本文)
(2) 相当期間経過後は解約・即時返還請求可能(ただし書)
 - ロ 目的の定めがない場合(597条3項=新598条2項) 貸主は随時返還請求可能
- 判例** 最判昭42・11・24民集21巻9号2460頁(家族間紛争による目的の喪失)
最判平11・2・25判時1670号18頁(使用収益をするのに足るべき期間の経過の肯定例)
- ・ ③ 借主の死亡(599条=新597条3項) ←→ 賃貸借なら相続
- 改正法** ① 契約の当然終了の場合(新597条)と解除による終了(新598条)に再編
借主による随時の契約解除を新設(新598条3項)
② 終了時の収去義務・収去権・損傷の原状回復義務を詳細化(新599条)
- ・ 後始末関係の短期期間制限(600条)
改正法 貸主の損害賠償請求の期間制限について時効の完成停止を追加(新600条2項)